

法律ハ追認証書ヲ原証書ト混同セザルニ由ル

為人明カニ其定義ヲ為セリ追認証書ハ既存ス

権原ハ追認ナリ而シテ其目的トスル所ハ若シ

原証書ハ紛失セシ時其力ヲ失フハ危難

又追認権原ハ時効ヲ因テ其力ヲ失フハ危難

ニ遇フ片ハ之ヲ新クカテ追認セシメ在リ

一般ニ追認証書ハ私署又モ附々ハ之ヲ追認ス

如ク追認セシメテ追認証書トシテ私署トス

凡可シ然レトモ紛失セシメテ追認証書トス

公正証書ニ代フ不純私署証書ヲ以テ又ハ

私署証書ニ代フ不純私署証書ヲ以テ又ハ

者力急記書人提出之要十之八九言二款二箇

其果為書得入乎所十心可謂書心之入乎固

原則三於之入追認記書者以之原記書之者

出之入貴之免之入唯非之追認記書之原

記書代用之為之此以之追認記書之不變

十此唯一之効力八時効之申斷之在之求五

十五條中二項參看此故之主張也之其心權利

八性實及之廣狹以探究之之原記書之依之

心之書之若之追認記書中之原記書之載之

所之入或之多少或之少之又或之他入事之說之

心之期一之原記書之基之決之得之立法

二	改	心	子	認	儿	本	天	月	者
託	カ	二	三	証	場	法	水	証	カ
ス	リ	一	義	書	人	ハ	原	書	原
ル	ト	変	務	二	三	追	証	比	証
一	為	更	増	原	能	認	書	照	書
原	ス	ス	カ	証	定	証	書	之	提
証	可	心	ト	書	ト	二	原	具	出
書	ラ	毛	云	日	ル	原	証	異	ヲ
二	カ	之	入	ル	多	証	書	同	必
掲	ル	目	之	多	ク	有	証	明	要
外	ト	正	得	掲	ク	身	証	ヲ	ト
ル	同	之	ス	ク	ル	少	証	ラ	ス
一	之	直	又	ル	毛	何	証	之	ハ
二	若	本	原	毛	之	何	証	之	言
カ	之	二	証	之	例	以	証	力	二
小	追	義	書	例	以	テ	証	為	二
大	認	務	二	以	テ	載	証	ノ	簡
七	証	代	掲	テ	直	二	証		
毛	書	更	ク	直	追	二	証		
敢									

原証書
 基
 決
 得
 立
 法

ヲ義務ノ一部ノ免除ナリト云フキニ非カ

ナリ

然レモ才一ニ例外トスルキ場合有リ此例外ハ

次条ニ規定セラル他ノ二箇ノ場合ト異ナ

ニ様ノ効力ヲ有ス而シテ今所謂ニ此例外ノ場

人トシテ追認証書中ニ其追認証書ヲ爲シ証書ニ代

ハルノ用ニ供スルヲ記載セシ場合ト云フ此

場外ニ於テハ當事者ノ權利ノ行使及ヒ合意ノ

自由ニ基クモノニテ法律ハ決テ此權利ノ行使及ヒ此合意ノ自由

此例外ハ二様ノ効力ヲ有スルモノニテ即チ

左ノ如シ才一ニ債權者ハ原証書ヲ差出タス

追	才	更	以	改	最	或	方	義	左
認	五	改	可	一	早	八	力	務	人
証	十	是	以	時	價	多	忽	又	如
書	四	十	二	一	值	千	証	負	シ
ハ	條	リ	種	時	有	或	書	ハ	才
之			ノ	生	也	ハ	又	人	一
ヲ			更	也	人	少	差	才	=
援			改	シ	而	千	出	二	價
唱			ト	ル	シ	或	夕	三	權
ス			以	新	テ	ハ	ス	當	者
ル			証	證	テ	異	ハ	事	ハ
者			書	書	テ	ナ	原	者	忽
=			ハ	=	原	リ	証	テ	証
原			更	依	証	テ	書	又	書
証			改	テ	書	ハ	一	方	又
書			及	代	ハ	所	方	又	他
ヲ			ヒ	用	二	以	載	他	ノ
差			義	也	種	モ	セ	ノ	一
出			務	ヲ	ノ	ハ	ル	一	一
外			ハ	ヲ	更	不	ル	一	一

此例外ハ二様ノ効力ヲ有スルモノニシテ即チ

スノ責ヲ免カレシノスト云ハル原則ニ対シ例

外タルハキニ箇ノ新タル場人アリ右何レノ

場人ニ於テモ才一原証書ヲ係セテ差出タル

無クシテ追認証書ヲ利用スル当事者ハ先ツ魚

証書ノ喪失ニシタルヲ証セザル可カラズ此証

據ハ法律於テ更ニ制限スル所無キカ故ニ一切

ノ方法ニ依リテ之ヲ奉行可シ事實ヲ推定モ亦

此方法トシテ用ユルヲ得ハニ何故長時遠慮

才一ノ例外ノ場人ハ追認証書ニ原証書以外事項

ヲ再掲セシ旨ヲ記スル場人ナリ原証書ノ存在

シテ当事者ノ陳述ノ虚妄ナルヲ示サレ

カ	ヲ	文	ノ	要	之	原	三	上	レ
故	再	言	ニ	旨	カ	証	任	ハ	テ
ナ	掲	三	非	ノ	主	書	ス	具	テ
リ	ス	レ	ス	ハ	文	ノ	ル	当	事
然	ル	テ	何	ハ	及	事	ハ	事	者
レ	下	甚	ハ	再	ヒ	項	当	者	ハ
凡	必	夕	十	掲	文	ト	然	ノ	陳
若	要	大	レ	ス	言	ハ	九	進	述
シ	十	大	ハ	ル	ハ	魚	事	認	ノ
追	ル	心	要	ハ	全	証	ヲ	証	履
認	毛	利	旨	之	體	書	リ	書	妄
証	ノ	害	ヲ	カ	ヲ	ノ	三	中	大
書	無	ヲ	組	事	云	文	一	科	ル
=	非	有	織	項	フ	字	美	為	ヲ
原	ニ	不	セ	又	十	日	遠	レ	示
証	証	ル	サ	再	ハ	云	レ	必	ル
書	毛	九	ル	掲	原	又	此	陳	ル
ノ	非	以	補	ス	証	三	陳	述	以
要	非	テ	充	ル	書	非	述		
旨	ル	之	ノ	毛	ノ	又			

又再掲
 旨ヲ記
 又ノ場
 又ノ魚
 証書ノ
 存在

追認証書ハ必スシテ元人権ヲ行使スル為メニ

陳述シテ而シテ之ニ大切ナル文言ヲ遺脱シ

タリト疑フノ理由アリサリシハ斯ル証書ヲ

以テ為シテ此証據即チ本始ト道理アリ

サレ可キナリト云フハ要旨ニ於テハ

才二人例外ノ場合ハ追認証書ハ二十五年以上

ノ日附アリテ主張セラルルニ權利ハ効用ノ

基本ト為ル為メ既ニ單獨ニテ使用セラルル

場合ナリ例ハ此証書ハ之ニ美數ヲ附記スル

所ノ負担モ味レズ元資ノ利息ヲ受取ル為メ

一度又ハ數度使用セラルル場合是ナリ

一度又一
數度使用
セ
ル
夕
凡
場
人
是
十
リ

追認証書ハ必スシモ人権ヲ行使スル為メニ

之ヲ援用スルモニ非ス或ハ之ヲ物権ノ根

拠トシテ援用スルヲ得ヘシ

故ニ例ハ一人ノ所有者力常ニ二十介年以上

ノ日附ヲ有スル其權利ノ追認証書ヲ根據トシ

テ建物又ハ土地ノ借賃ヲ請求シ其弁済ヲ受ケ

タルトキハ此所有者ハ賃借人終ニ施テ不勤

産ヲ已レニ返還セシムル為メニ同シク右ノ証

書ヲ援用スルコトヲ得可キナリ

才五十五條

才	ノ	モ	証	之	ヲ	書	原	原	前
一	多	此	人	ノ	追	面	告	証	=
号	少	場	=	証	認	=	=	書	掲
参	ノ	人	依	言	證	依	レ	ヲ	ケ
看	為	=	リ	ス	書	ル	テ	差	タ
	ノ	於	テ	レ	ヨ	証	之	出	ル
	制	テ	証	ハ	リ	據	ヲ	夕	三
	限	ハ	據	原	受	ノ	差	ス	箇
	セ	目	立	告	ク	端	出	ノ	ノ
	テ	的	ツ	ハ	ル	緒	タ	責	場
	ル	タ	ル	才	テ	ノ	ス	ヲ	人
	ハ	ル	テ	七	ヲ	利	下	免	ノ
	コ	金	ヲ	郎	得	益	能	カ	外
	ト	額	得	=	ル	ノ	ハ	レ	=
	ナ	若	ル	掲	モ	外	リ	ス	在
	シ	ク	ノ	タ	ト	何	ル	而	テ
	テ	ハ	然	ル	ノ	等	ハ	シ	ハ
	テ	有	レ	カ	ト	ノ	最	テ	原
	七	價	ト	如	ス	利	早	若	告
	十	物		ノ		益		シ	ハ
	号								

本
条
求
項
ハ
追
認
証
書
ノ
不
変
ノ
効
力
ヲ
明
定
セ
ル

本条末項ハ進認証書ハ不變ノ効力ヲ明定セリ

此効力タルヤ則チ最モ屢談証書ノ唯ニ目的

ト云ル所タルハ又已ニ前段ニ掲ケタル心所ノ

効力ナリ即チ時効ノ中斷ノ生じタル効力是

ナリ然レドモ

尚ホ觀察ヲ要スル場合ニ簡子ノ一魚証書力

差出タルレ夫而シテ其日附ニ照シテ時効ハ既

ニ経過シタルリシ時更ハ経過スルニ近クキ時

ハ其原証書ハ前ニ説明シタル如ク之ニ添附シ

タル追認証書ニ依リテ力ヲ復スルモノナリ才

進	又	有	人	依	天	心	箇	難	二
認	証	有	証	リ	之	心	人	ナ	魚
証	人	ス	証	テ	力	ハ	梳	リ	証
書	又	ハ	証	強	決	ヤ	利	ト	書
ノ	以	シ	書	固	定	ハ	三	ス	カ
中	テ	夫	ハ	ナ	ハ	才	関	夫	差
断	証	レ	尚	ラ	前	一	シ	ト	出
ス	ス	然	書	シ	項	二	テ	基	夕
ル	ト	リ	面	ム	ノ	生	テ	本	カ
所	ト	故	証	ル	法	ス	効	ニ	レ
ハ	テ	ニ	據	能	文	ハ	人	於	カ
為	ハ	梳	生	ハ	ニ	キ	中	テ	ル
ル	原	利	端	カ	在	疑	断	証	時
ハ	証	ノ	緒	ル	リ	問	ノ	據	ハ
シ	書	成	ト	ト	即	力	効	ハ	問
因	ノ	立	シ	キ	チ	リ	カ	欠	題
テ	時	ニ	テ	ト	魚	ト	ハ	不	ハ
進	効	夕	テ	魚	証	不	如	ル	更
認	ハ	レ	價	ニ	書	而	何	ル	ニ
証	此	下	値	此	ニ	シ	一	一	用

書ハニ箇ノ利益ヲ有スル所ハ為ルハシ因テ進認証

進
認
証
書
中
斷
所
為
因
進
認
証

書
ハ
二
箇
ノ
利
益
ヲ
有
ス
ル
ノ
十
リ
即
チ
至
張
也

ラ
レ
タ
ル
権
利
ニ
付
テ
人
証
ヲ
補
裨
セ
及
シ
此
権
利

ヲ
シ
テ
時
効
ヲ
免
ル
ニ
シ
テ
本
上
是
カ
ル
正
シ
ク
代
表

第
六
節
據
証
書
ノ
寫
本
讀
書
ス
ル
ハ
其
他

第
五
十
六
條
ノ
正
本
讀
書
ス
ル
ハ
其
他

大
凡
ク
原
則
ニ
於
テ
ハ
証
書
ノ
謄
本
ハ
正
本
ニ
代
用

セ
ザ
ル
コ
ト
ハ
當
然
ナ
リ
何
レ
ノ
謄
本
ハ
正
本

ト
同
様
ナ
ル
誠
實
及
ビ
正
確
ノ
担
保
ヲ
有
セ
ザ
レ
バ

ハ
テ
ル
カ
故
ナ
リ
公
正
ノ
本
ノ
謄
本
ハ
綴
ヒ
正
本

ト
同
様
ノ
公
正
ノ
本
ノ
謄
本
ハ
綴
ヒ
正
本
ノ
為

ノ	ス	其	於	対	又	之	レ	モ	メ
ニ	斯	出	テ	抗	記	之	リ	ハ	ニ
シ	ル	所	ハ	セ	載	ヲ	ル	ニ	用
テ	如	及	決	ラ	セ	有	場	非	セ
或	林	心	シ	レ	ス	ス	人	ス	夕
ハ	勝	其	天	レ	要	ル	二	又	ル
当	本	目	権	ト	ス	モ	於	私	ト
事	小	的	義	ス	ル	ハ	テ	人	同
者	算	不	上	ル	私	ハ	一	勝	一
ノ	二	ク	ノ	当	人	非	箇	本	十
記	一	法	價	事	勝	不	ノ	ノ	ル
臆	人	律	値	者	本	故	追	ノ	嚴
ヲ	ノ	上	外	ノ	二	二	認	正	正
助	覺	認	有	署	シ	法	証	ノ	方
ク	書	公	ス	名	天	律	書	且	或
ル	三	ル	ル	ア	之	私	ノ	署	式
コ	止	コ	コ	ラ	ヲ	ノ	價	名	有
ト	セ	ト	ト	サ	以	勝	値	セ	ス
ヲ	ル	ヲ	ナ	ル	テ	本	ス	テ	ル
得	モ	得	シ	ニ	テ				

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

等	人	記	本	千	用	本	右	三	一
ノ	魚	録	條	所	ス	ハ	ニ	非	ト
規	本	中	ノ	ナ	ル	常	及	ス	虫
定	ヲ	三	法	リ	事	=	シ	五	毛
ハ	必	藏	文	裁	ア	或	天	本	裁
之	要	ノ	ハ	九	ル	ル	公	本	判
ヲ	ナ	ヲ	格	ノ	ハ	証	臣	本	所
民	ク	レ	別	本	シ	據	又	本	ハ
事	テ	然	ナ	本	是	力	ハ	本	之
訴	テ	ル	ル	本	シ	ヲ	私	本	ヲ
訟	移	公	注	本	後	有	署	本	斟
法	轉	正	意	本	=	シ	本	本	酌
若	ス	若	ヲ	本	至	愈	証	本	採
ク	ル	ク	為	本	テ	証	書	本	用
ハ	下	ハ	シ	本	更	書	本	本	ス
特	ヲ	私	以	本	=	其	公	本	ハ
別	禁	署	テ	本	説	毛	正	本	ナ
ハ	セ	本	公	本	明	ノ	ナ	本	ヲ
規	リ	証	吏	本	ス	証	ル	本	モ
則	此	書	力	本	ハ	何	騰	本	ノ

ノ
 ニ
 シ
 六
 或
 ハ
 当
 事
 者
 ノ
 記
 臆
 ヲ
 助
 ク
 ル
 コ
 上
 ヲ
 得

夕	糸	大	三	何	心	無	得	所	中
ル	三	心	取	ト	心	無	ル	三	二
場	於	心	纏	ト	下	其	二	送	於
人	テ	必	メ	レ	リ	正	適	致	テ
ノ	騰	要	ラ	ハ	得	本	当	ス	其
為	本	又	レ	多	ル	カ	ノ	ル	詳
メ	二	有	而	少	ヲ	成	時	下	又
二	与	大	シ	永	カ	ル	二	ハ	見
設	へ	ル	又	業	メ	へ	於	裁	ル
テ	タ	非	他	時	カ	久	テ	判	へ
ラ	ル	長	本	期	ル	連	二	所	二
シ	判	有	関	ノ	可	三	非	於	要
夕	益	心	係	種	カ	公	カ	テ	ス
リ	ハ	可	人	々	ラ	吏	レ	之	ル
ト	正	キ	等	原	ス	ノ	ハ	ヲ	二
金	本	カ	力	本	三	許	之	知	正
三	減	故	之	加	三	差	又	ル	本
若	失	大	又	一	差	度	為	下	ヲ
シ	シ	小	援	括	井	井	不	下	裁
公	シ	次	用				下	ヲ	判

正証書
判用
ル
當
事
者
カ
益
法
二
シ
方
次
条
八

タル場人ノ為メニ設ケラレタリト念ニ若シ公

正証書ヲ利用スル者カ合法ニシテ次条ノ

才一乃至才三项ニ掲ケタル資格ノ一ヲ有スル

騰本ヲ差出テ久時ハ裁判所ハ原本ノ送致ヲ要

求セザルニテ下ヲ得ベシ本館館員ハ本館ノ

法律ハ裁判所ハ此權利ヲ留保セシメ得ル為メ是等

差場各本於テハ原本ノ提出ハ裁判所ハ命令ニ

依ルニ非ズルハ之ヲ為サズルヲ望求セリ而

之ヲ其提出ノ方式及ヒ条件ハ裁判所自ラ之ヲ

定ムルキナリ固ヨリ當否者ハ常ニ之カ請求ヲ

為ス下ヲ得ベシ然レモ裁判所ハ此請求ヲ受理

天	第	得	條	以	以	以	求	事	吏
調	二	不	件	另	若	裁	大	者	不
製	二	不	人	以	以	判	下	二	其
以	人	不	成	片	權	所	得	交	才
夕	合	一	就	心	利	人	九	自	一
下	此	一	人	右	前	餘	九	二	人
人	場	江	後	執	期	令	九	九	騰
後	合	翻	二	行	限	三	權	本	于
之	就	本	非	文	附	依	利	于	權
三	於	調	十	九	年	正	關	以	利
引	九	策	以	期	人	執	也	元	于
統	公	三	之	限	若	行	並	習	証
未	吏	賦	之	為	者	文	九	慣	明
然	公	國	之	滿	九	員	右	十	也
心	吏	以	存	承	九	有	才	二	九
結	公	九	與	八	條	天	一	明	九
果	正	九	六	後	件	也	成	確	九
下	人	九	九	若	附	毛	騰	二	九
以	証	九	九	九	要	八	本	九	九
天	書	九	九	九	九	十	本	要	九

第一... 場人凡... 一... 記書人原本... 係... 九... 九... 公

法律ハ此場合ニ於テハ裁判所ニ於テ追認セテ	要スルニ當リテハ監査ヲ行ハシメ	丁是ナリ果シテ臆テ効カズ生セ	レ又總テハ關係人カ立會ハル	ルハ利益ヲ有スル者ハ請求スル	當事者双方若クハ少クモ認書ヲ以テ	此場合ニ於テハ二箇ハ條件ヲ必要ト	テ作リタル一ノ臆本ノ事ヲ規定ス	シテ原成ヲ令法ニ預カリタル公吏	交付シタル中一ハ臆本ノ事ヲ規定
----------------------	-----------------	----------------	---------------	----------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------

レ
夕
ル
多
成
判
所
事
者
又
方

法律ハ此場合ニ於テハ裁判所ニ於テ追認セラ

レタルノ後裁判所ノ命令若クハ当事者双方ノ

承諾ニ因リテ或ハ公吏ノ詳ニ藏入ラレタル私

署証書ヲ以テ原本ニ作りタル公正證書ト同一

視セリ此謄本ノ証據力ハ實ニ謄本ヲ作りタル

者ノ身分ト關係人ノ立合ト基ク力故ニ或ハ

公正証書ノ原本ト原本トシテ納メタル私署証

書ト異同ニ差別ヲ為ス保理毫毛之レ無キナリ

法律ハ第一ノ証書ニ調製シテ同ク原本トシ

テ納メタル公正証書ノ事ニ關シテ明言スル所

大ニ然レ此ニ付テハ前ト同一ノ論決ヲ

過	此	日	人	立	証	人	裁	第	与
キ	場	ト	為	合	據	=	判	三	フ
サ	人	ス	合	天	了	異	所	八	ル
ル	三		或	必	ル	ナ	八	場	=
者	於		三	要	八	レ	令	合	躊
夕	テ		召	上	一	リ	令	此	躇
ル	ハ		喚	為	事	而	ヲ	場	ス
コ	公		也	サ	=	シ	以	八	ヘ
ト	吏		レ	ス	固	テ	テ	当	カ
ヲ	ハ		ス	事	リ	裁	ス	事	ラ
得	一		ル	者	テ	判	ル	者	ス
ハ	時		ル	双	当	上	ハ	ノ	
シ	正		ル	方	事	此	点	請	
即	本		ル	力	者	必	三	求	
チ	又		ル	騰	双	要	放	=	
公	預		ル	本	方	ア	テ	代	
証	リ		ル	人	人	ル	前	フ	
人	外		ル	編	現	コ	託	ル	
負	ル		ル	述	実	ト	八	二	
	三		レ			八	場		

本
又
作
公
為
負
成
則
行
書
已
平

過キサル者タルコトヲ得ハ即テ公証人ト爲ス

本ヲ訴訟ノ爲メ預リテ裁判所書記トシテ

公吏是レナリトシテ

才血ハ場人此場人ニ於テハ前々三箇本場人

於テ示サレ外ニ總テハ担係ノ事唯十箇外担係

此ハ人ニ單ニ一時原本ノ預想ハ此ノ過抹クテ

毛尚書原本人法セテ受寄者タル公吏ハ騰本

又作りタル毛尚書裁判所ノ余令無ク事者ハ

立會又ハ召喚有ル事ハ總テ此等担係ニ付

夕ニ騰本ノ旧古ヲ以テ即チ本法ニ由

九年以前ノ日付ヲ有スル者以テ是レ本ト爲ス

此	同	此	以	此	密	入	卜	也	八
二十	一	二十	前	心	人	中	類	五	裁
个	人	个	公	為	毛	三	似	下	判
年	期	年	吏	公	力	非	也	夕	外
八	限	八	力	十	卜	廿	心	几	二
或	十	或	詐	分	為	心	推	權	於
心	几	心	欺	十	心	故	利	人	既
場	五	場	通	心	心	二	事	事	一
今	十	今	謀	心	中	法	加	二	當
一	四	一	入	心	斯	律	入	事	者
追	条	追	為	但	入	八	夕	二	者
認	牙	認	不	此	如	才	即	三	若
證	二	證	公	騰	干	五	子	三	小
書	号	書	人	本	効	十	此	裁	小
二	参	二	無	心	力	四	騰	判	其
於	看	於	憂	若	又	條	本	所	原
子	然	子	大	之	有	束	成	二	推
心	心	心	年	之	不	二	主	於	者
卜	心	卜	者	期	心	号	張	又	八

同
爰
用
也
於
既
一
當
事
者
若
小
其
原
推
者
八

裁別外
旋
既
當
事
者
若
其
原
推
者

同
後
用
也
天
而
何
等
人
爭
有
夕

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

此
等
騰
本
各
箇
一
鬼
其
性
質
了
解
公

復	此	必	吏	也	單	才	本	才	單	也	吏	必	此
行	人	不	三	引	如	五	系	五	如	引	三	不	人
七	騰	危	依	以	何	期	小	期	何	以	依	危	騰
廿	本	人	リ	心	言	公	請	公	言	心	リ	人	本
几	々	一	テ	事	知	系	求	系	知	事	テ	一	々
場	行	事	作	天	心	益	心	益	心	天	作	事	行
合	々	非	テ	云	亦	益	根	益	亦	云	テ	非	々
天	々	鬼	レ	大	長	益	據	益	長	大	レ	鬼	々
假	他	心	百	大	乃	益	下	益	乃	大	百	心	他
定	人	心	本	大	得	益	若	益	得	大	本	心	人
六	騰	心	十	又	心	益	至	益	心	又	十	心	騰
心	本	心	相	其	亦	益	心	益	亦	其	相	心	本
七	々	心	遠	日	十	益	抗	益	十	日	遠	心	々
八	々	此	十	附	本	益	并	益	本	附	十	此	々
十	々	騰	十	心	看	益	天	益	看	心	十	騰	々
十	々	本	心	依	日	益	根	益	日	依	心	本	々
十	々	心	小	其	天	益	據	益	天	其	小	心	々
十	々	与	天	其	天	益	上	益	天	其	天	与	々
十	々	談	認	新	天	益	沙	益	天	新	認	与	々
十	々	公	証		天	益		益	天		証	与	々

力
 力
 前
 已
 得
 能
 一
 音
 兒
 七

履行
セ
カ
ル
場
合
テ
假
定
ス
ル
モ
ノ
ナ
リ
騰
本
ニ
或

ル
効
力
ヲ
有
セ
シ
ム
ル
ト
ヲ
得
ル
唯
一
ノ
情
況
ニ
此

騰
本
カ
公
吏
ニ
依
リ
テ
作
ラ
レ
タ
リ
ト
云
ヘ
ル
コ
ト

是
ナ
リ
法
律
ハ
右
ノ
公
吏
カ
本
ヲ
適
法
ニ
預
リ
タ

心
ヲ
必
要
ト
セ
ス
然
ル
ニ
右
ノ
公
吏
カ
本
ヲ
預

カ
ル
ト
無
ク
シ
テ
此
騰
本
ヲ
作
ル
ト
ヲ
得
ル
ハ
実
際

殆
ト
之
レ
有
ラ
ザ
ル
ヘ
シ
テ
其
條
件
ニ
合
フ
コ
ト

魚
則
上
此
騰
本
ハ
正
本
ノ
滅
失
カ
証
明
セ
ラ
レ
タ
ル

片
ト
シ
テ
其
原
本
ニ
代
用
セ
ラ
レ
タ
ル
ト
然
レ
バ
此
騰
本

書
面
ニ
據
レ
ル
証
拠
ハ
端
緒
ト
為
ル
ヘ
シ
是
レ
即

今
後
ニ
至
テ
説
明
ス
ル
如
ク
第
六
十
九
條
第
一
号
且

既前段ニ於テ屢ニ掲ケタル如ク証人証拠ヲ

用之ルヲ許スモ、ナリ、縱ヒ其間スル所ノ利益

價額甚大ナルトキモ亦然リトス

且法律カ茲ニ論スル膽本ニ此利益ヲ与ヘタル

中トモモ、復ニ問題ト為リタル權利ニ付テ、人

証ハ常ニ認許セラル、何トナレハ果シ實ニ

原証書ハ滅失セタル場合ニシテ、而シテ人證カ

法律上ノ制限(五十回)ヲ超、テ且他人証拠ヲ要

スルト無クシテ、許示ル、場合ナレハ、ナリ、而シ

戸本条ニ於テ書面ニ據ル証拠ノ端緒ノ性質ヲ

下本条。於了書面。據此。証據。端緒。性質。

此謄本。認。蓋。故。非。乃。才。一。

此謄本。差。出。諸。証。據。鞏。固。之。

大才。二。謄本。復。寫。著。之。差。異。為。不。毛。ノ。

大才。蓋。謄本。復。寫。次。條。法。文。之。依。之。唯。

單純。大。老。為。書。之。價。值。本。有。之。之。過。之。十。

此。大。牛。之。証。據。端。緒。之。性。質。之。更。之。次。条。

書。面。之。因。心。証。據。端。緒。之。性。質。之。更。之。次。条。

之。於。之。之。說。明。之。之。此。性。質。之。之。決。之。何。

等。之。周。難。之。生。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。

才。五。十。九。條。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。

本条 = 掲ケタル騰本ハ一層効力薄弱ナリ蓋シ

此騰本ハ正本 = 因リテ作りタルニ非ズニテ或

ル他ノ騰本即チ多クハ前ニ条ニ掲ケタル騰本

ハ一ニ因リテ作りタルモナリ此等ノ騰本

ハ公吏ニ依リテ作りタルモノト假定ス何ト

ナシハ一人ノ作りタル騰本ハ裁判所ニ於テ

固ヨリ何等ノ證據力ヲモ有ズル能ハサル故

ナリ上ニ於テ

公吏ノ作りタル騰本ハ復寫ハ輕易ナル参考書

ハシテ價値ヲ有ス是ニ由テ事實ノ推定ヲ作ル

証	十	茲	九	或	參	唯	ノ	二	ス
人	四	二	九	六	看	人	一	ハ	ト
ヲ	ヲ	注	九	格	故	証	方	其	ヲ
訊	起	意	參	段	二	又	法	心	裁
問	過	者	看	十	或	許	ル	証	判
レ	也	ル	ル	ル	ハ	ス	下	ヲ	所
ク	ル	下	ル	場	争	下	下	形	二
ル	争	ヲ	ル	合	ハ	天	ヲ	ツ	許
コ	ハ	要	ル	十	利	得	得	ク	ス
ト	場	ス	コ	ル	害	心	ル	リ	モ
ヲ	合	ル	ト	コ	カ	場	モ	以	ノ
必	三	モ	ヲ	ト	五	合	ハ	テ	二
要	放	ハ	必	ヲ	十	三	十	争	レ
ト	テ	有	要	十	回	限	リ	又	テ
セ	ハ	リ	ト	ヲ	ヲ	ル	然	断	テ
ス	必	此	ス	必	超	亦	レ	ス	判
只	シ	ノ	亦	要	ハ	八	ト	ル	所
証	モ	如	六	ト	廿	十	モ	二	ノ
人	現	ク	十	ス	ル	八	是	足	為
ノ	實	五	十	カ	カ	條	レ	ル	ノ

レ
レ
テ
價
値
ヲ
有
ス
是
二
由
テ
事
實
ノ
推
定
ヲ
作
ル

許サ
得ハ
キヲ
以テ
足リ
トス
ル
ト
果
ナリ

此
事
ニ
付
本
條
ト
前
條
ト
ヲ
対
照
ス
ル
ト
キ
ハ
輕
易

ナ
ル
冬
考
書
ニ
付
テ
ハ
只
人
証
ノ
許
サ
ル
コ
ト
ヲ

得
ル
冬
考
書
ヲ
以
テ
十
分
ナ
リ
ト
シ
而
シ
テ
書
面
ニ
因

心
証
ト
人
証
ト
端
緒
ト
場
合
ニ
在
テ
ハ
人
証
ノ
現
實
ニ
差

出
タ
サ
ル
コ
ト
ヲ
要
ス
ル
コ
ト
甚
ク
怪
シ
ム
ヘ
キ

カ
如
シ
然
レ
ト
モ
爰
ニ
十
分
ノ
注
意
ヲ
為
サ
ル
可

カ
ラ
サ
ル
コ
ト
ア
リ
柳
ノ
前
條
ノ
場
合
ニ
在
テ
ハ
書

面
ニ
拠
ル
証
拠
ノ
端
緒
ト
証
人
ト
ヲ
係
ト
シ
テ
以
テ

價
額
ノ
大
小
ニ
関
セ
ス
總
テ
ノ
種
類
ノ
權
利
ヲ
指
ス

便額ノ大小ニ関セズ總テノ種類ノ権利ヲ指ス

ル一ヲ得ヘク而シテ本條ノ場合ニ於テハ輕易

ナル参考書ヨリ生スルヲ得ヘク事實ノ推定ハ

五十四

~~格利ヲ得ルニシテ本條ノ場合ニ於テハ輕易ナル参考書ヨリ生スルヲ得ヘク事實ノ推定ハ~~

一	凡	之	モ	前	権	ヲ	出	ナ	ヲ
層	モ	ヲ	ノ	条	利	リ	ス	リ	超
能	本	有	ア	及	ヲ	可	ハ	又	エ
夕	条	ス	リ	ヒ	詔	ナ	ト	假	ル
裁	ノ	ル	即	本	ス	リ	虫	令	争
到	輕	者	テ	条	ル	ト	毛	推	ニ
取	易	ハ	前	ヲ	ナ	ス	詔	定	関
ヲ	ナ	尚	条	対	ヲ	之	人	ノ	シ
之	ル	ホ	ノ	照	得	ニ	ア	根	テ
テ	參	差	書	ニ	ナ	依	ル	據	詔
已	考	出	面	テ	ル	テ	片	ト	據
レ	書	ス	ニ	尚	可	五	ハ	ニ	ヲ
ノ	ヲ	可	因	ホ	長	十	之	テ	用
主	有	キ	ル	注	ク	四	ヲ	現	ヲ
張	ス	詔	詔	意	ル	十	差	実	為
ス	ル	人	據	ス	ル	四	出	ニ	ナ
ル	ニ	ヲ	ヲ	一	ル	十	ス	詔	ル
取	比	有	端	キ	ル	十	コ	人	モ
ニ	シ	セ	緒	取	ル	十	ト	ヲ	ノ
利	テ	申	ノ	ノ	ル	十	固	差	

益
ア
ル
事
實
推
定
ヲ
為
シ
ム
ル
ヲ
得
ヘ
キ

是
ナ
リ
但
此
場
合
ニ
於
テ
ハ
常
ニ
五
十
四
ノ
制
限
ヲ

起
ス
ル
ヲ
得
ヘ
シ
斯
ク
ナ
ル
ハ
他
ノ
書
面

証
據
三
端
緒
ヲ
以
テ
制
限
為
ス
拘
束
セ
ル
カ

五
十
七
ノ
制
限
ハ
本
條
ノ
寫
本

第
五
十
九
條
ノ
目
的
ト
シ
テ
規
定
ス
ル
瞻
本
ノ
寫
本

ハ
其
裁
判
言
渡
書
若
ク
ハ
公
証
人
証
書
ノ
如
キ
或
ル

公
正
証
書
ノ
間
ニ
才
ニ
項
又
ハ
裁
判
所
ニ
於
テ
追
認

セ
テ
シ
タ
ル
私
署
証
書
ニ
関
ス
ル
才
三
項
ヲ
間
ハ
ス

登
記
簿
冊
ニ
依
リ
テ
之
ヲ
作
リ
タ
ル
時
ハ
輕
易
ト

此
參
考
書
ノ
地
位
ヨ
リ
書
面
ニ
因
リ
証
據
ノ
端
緒
カ

此参考書ノ地位ヨリ書面ニ因ル証據ノ端緒

地位ニ上進ス加之ハ此寫本ニ二十五年以

前ノ月附又有レテ既ニ異議ナク行使セリ

時ハ宛全ナル証據ト為ル可ク(一)四項ニ

此等ノ規定ハ追認証書ニ關シテ五十四條及七

才五十五條ニ於テ說明ニ及ル所ノ規定ト相類

スルヲ以テテハ其ノ間ニ至テ來ルニ至ル

然レテ人等七節ヲ証人ノ陳述ニ被ルルハ

古來書証人ノ証言ハ優レルヲ疏明スル者ノ言

ニ曰ク偽ノ証言ハ偽ノ文書ニ比シテ一層頻

套記ノ竹籙冊ニ依リテ之ヲ作リ夕ニ時ハ輕易ト

懼ハ民事事件ニ於テハ幾ルト有リ得ルト信

至	ニ	害	ニ	ル	夫	人	然	テ	々
ル	依	関	其	ニ	之	ニ	レ	テ	々
一	ル	係	例	ト	テ	対	ト	テ	リ
有	ニ	ヲ	必	得	テ	シ	人	テ	既
ル	非	有	十	一	テ	テ	証	テ	ニ
可	カ	成	七	ニ	テ	テ	ヲ	テ	然
ク	ル	カ	十	一	テ	テ	テ	テ	ル
ラ	ハ	ル	夫	レ	テ	テ	テ	テ	時
ズ	裁	力	レ	証	テ	テ	テ	テ	ハ
其	到	故	レ	人	テ	テ	テ	テ	法
ト	所	具	ハ	ハ	テ	テ	テ	テ	律
然	ニ	購	ハ	ハ	テ	テ	テ	テ	ハ
リ	於	賂	ハ	ハ	テ	テ	テ	テ	信
而	テ	意	訟	上	テ	テ	テ	テ	又
テ	テ	若	止	ニ	テ	テ	テ	テ	輕
テ	ヲ	ク	三	ハ	テ	テ	テ	テ	ニ
患	為	ハ	百	等	テ	テ	テ	テ	ク
意	ス	畏	一	ノ	テ	テ	テ	テ	一
ト	ニ	懼	利	更	テ	テ	テ	テ	個
畏	ハ	ニ	利	更	テ	テ	テ	テ	人

懼
ハ
民事事件
ニ
於
テ
ハ
幾
ル
ト
有
リ
得
ル
ト
信

ス
レ
能
ハ
ス
民
事
事件
ニ
在
テ
唯
恐
ル
可
キ
ハ
賄
賂

ヲ
行
フ
者
及
シ
賄
賂
ヲ
受
ク
ル
者
ハ
動
モ
ス
レ
ハ
相

互
ニ
信
セ
ス
レ
テ
此
不
良
ナ
ル
事
段
ヲ
終
始
維
持
ス

凡
ソ
得
ル
モ
ノ
ナ
リ
然
ル
際
文
書
ニ
偽
造
ハ
之

ニ
及
ル
テ
共
犯
人
ヲ
要
セ
ス
從
テ
利
益
ヲ
有
ス
ル
者

單
獨
ニ
テ
自
力
ヲ
陰
力
ニ
之
ヲ
為
シ
而
テ
其
不
正

ノ
利
得
ル
他
人
ニ
分
ツ
コ
ト
ヲ
要
セ
ル
ナ
リ
由
テ

口
頭
ノ
入
証
ニ
存
テ
此
ノ
如
ク
信
ヲ
置
カ
ル
コ
ト

ハ
人
類
一
般
ニ
對
シ
テ
耻
辱
ヲ
與
フ
ル
コ
ト
ヲ
ス

尚ホ後ニ示ス如ク入詔ヲ制限スル法律ノ規定

ト蕭和七廿九七ノナリ

入詔ノ採用ニ加ハタレ法律上ノ制限ノ目的及

七性質ハ其原則ヨリモ寧ロ之ニ對スル例外ノ

性質ニ依リテ明瞭ナルヲ見ル可シ而シテ其

原則ハ二様ナリ第一入詔ハ利害關係力五十四

ヲ起スル事實ヲ詔スルニ存テハ之ヲ許サズ才

ニ入詔ハ淨ノ利害關係力此全額以下ナリ片ハ

之ヲ許スニト是ナリ此原則ハ各若干ノ例外ヲ

有ス即チ或ル場合ニ存テハ五十四ヲ起ハシ詔

人ニ依リテ詔權是ヨリ得ルハ他ノ或ル場

禁	其	身	早	受	因	以	額	其	禁
シ	有	六	一	ヲ	起	凡	力	ノ	シ
夕	之	十	一	例	入	取	家	ノ	夕
リ	元	四	理	不	非	所	昇	非	リ
又	例	條	由	凡	詔	賤	法	不	又
五	外	參	小	二	私	口	律	然	十
十	ヲ	看	為	成	之	防	才	リ	四
四	觀	通	又	凡	以	五	賄	而	末
末	察	証	足	書	此	十	賂	シ	滿
ノ	ス	人	十	函	件	四	之	法	ノ
全	ル	以	能	書	其	末	危	律	全
額	時	賄	ハ	及	增	滿	險	ハ	額
ハ	ハ	ヲ	升	記	加	十	ノ	之	ハ
更	身	與	凡	又	又	凡	ト	之	更
三	六	カ	指	其	減	凡	看	付	三
九	十	ル	川	記	少	詔	做	キ	九
十	三	野	一	之	ヲ	争	ス	人	十
下	條	忍	調	元	主	ノ	所	記	下
キ	及	ハ	製	所	張	總	ノ	ヲ	キ

ル
全
額
ノ
割
額
十
リ
ト
二
テ
テ
テ
要
求
セ
ラ
レ
タ
ル
ト
キ

二	利	由	入	由	託	言	獨	於	全
依	害	ト	証	ト	臆	說	ヲ	於	全
リ	害	為	ヲ	証	ハ	明	証	テ	額
テ	害	ス	格	ハ	錯	ス	入	モ	額
証	力	ハ	別	ハ	謬	ハ	收	之	額
七	甚	ハ	重	足	ノ	理	賄	ハ	十
ラ	多	ハ	要	ヲ	慮	由	ハ	任	リ
レ	些	得	十	ハ	ヲ	述	危	キ	ト
ハ	細	ル	ハ	可	以	之	險	証	レ
ル	十	ト	ハ	可	テ	ハ	ヲ	人	レ
ヲ	五	ス	証	レ	ス	ハ	以	ハ	テ
得	可	ル	証	若	ル	能	テ	依	要
ハ	ク	モ	旨	レ	モ	ハ	テ	ル	求
ル	レ	未	ハ	此	同	ハ	法	証	セ
所	テ	多	制	慮	レ	ハ	律	ハ	ラ
ノ	而	最	限	ハ	ク	ハ	以	總	レ
前	レ	早	ハ	以	說	ハ	テ	ヲ	ル
託	テ	該	ハ	テ	明	ハ	以	禁	ル
ノ	書	争	ハ	能	ノ	ハ	規	セ	ト
例	面	ノ	理	ク	理	ハ	定	リ	キ

外ヲ疏明スルヲ得カレ
可シ
再ニ
格
持
際

謝誌ノ増加ヲ恐ル
ト之ヲ防カセトスルヲ希

望ハ二箇ノ原則及ヒ二箇ノ例外ヲ疏明スルニ

十分ノ力ヲ用フ
実ニ誌人訊問即チ入誌ノ手續ヲ

行フ謝誌ハ最モ久シキニ滿リ且最モ濫用ヲ要

スル所ナリ
其ノ増進
風ニ
成
格
附
ス

第一或ル價額ヲ起ス
テ誌人ニ依リテ誌撰立シ

ル
ト
ノ
禁
止
ニ
付
テ
ハ
素
ヨ
リ
右
ノ
理
由
ヲ
以
テ
容

易ニ之ヲ説明スル
得
セ
假
令
右
意
ノ
月
的

ヲ
ル
判
定
係
ハ
格
別
大
キ
カ
ル
片
ト
毎
モ
當
事

者
雙
方
ハ
之
ヲ
註
明
ス
ル
為
メ
書
面
ヲ
作
ル
ノ
學
ヲ

五	面	訴	以	第	一	十	又	取	者
十	二	訟	于	三	能	九	常	ル	雙
日	反	入	十	号	ハ	心	ニ	ハ	方
ヲ	レ	虞	リ	参	ハ	若	書	ヲ	ハ
超	若	若	則	看	ハ	七	面	得	之
ワ	ク	ク	然	例	レ	緊	ヲ	一	ヲ
五	ハ	ハ	ハ	外	場	急	作	レ	証
利	書	訴	ハ	ノ	合	ナ	ル	レ	明
害	面	訟	ハ	場	レ	事	ヲ	テ	ス
虞	ニ	ヲ	ハ	合	ニ	研	得	テ	ル
係	託	避	ハ	ニ	房	試	ス	事	為
大	ス	ク	合	属	揭	至	ト	件	ヲ
剩	ル	ル	意	ス	子	テ	謂	ヲ	書
餘	所	ノ	意	ル	夕	テ	以	迅	面
ト	外	望	重	レ	ル	ハ	可	速	ヲ
レ	ハ	在	テ	ヲ	牙	書	元	ヲ	作
テ	又	亦	ハ	得	六	面	又	ル	ノ
些	成	或	ハ	キ	十	ヲ	ハ	ノ	学
細	成	ル	ハ	キ	九	作	ハ	学	ヲ
テ	成	書	ハ	ヲ	条	ル	為	ヲ	

立
ツ
ル
モ
ノ
ナ
リ
実
ニ
若
シ
常
ニ
詔
人
ニ
依
リ
テ
詔
極

ス	数	テ	ヲ	人	論	テ	テ	身	ル
ル	ヲ	詔	増	詔	セ	之	ル	ニ	利
モ	減	極	加	ノ	ス	ヲ	数	疏	害
ノ	ス	五	ス	使	テ	説	条	明	周
ナ	ル	ツ	ト	用	テ	明	方	ス	係
リ	テ	ル	ノ	ヲ	テ	ス	六	ル	ヲ
実	主	ノ	此	レ	テ	ヘ	十	モ	詔
ニ	眼	必	思	今	テ	キ	三	テ	人
若	ト	要	想	大	テ	力	条	リ	ニ
シ	ス	ハ	ハ	ニ	テ	故	及	リ	依
常	ト	力	附	失	テ	今	七	テ	リ
ニ	云	ノ	隨	此	テ	茲	才	レ	詔
詔	フ	テ	上	レ	テ	ニ	六	此	極
人	反	詔	レ	ル	テ	重	十	等	五
ニ	対	ヲ	テ	下	テ	子	中	ノ	ツ
依	ノ	避	書	キ	テ	テ	条	例	ル
リ	思	ケ	面	ハ	此	事	参	外	ノ
テ	想	テ	ニ	詔	事	ヲ	看	又	禁
詔	ヲ	其	依	詔	ヲ	テ	於	テ	止
極	有	其	リ	詔	テ	テ	テ	掲	十

恐	憂	ル	且	益	ル	益	生	張	立
ル	フ	ニ	既	益	其	其	生	ス	ツ
可	ハ	若	然	言	人	ル	訴	ル	ル
キ	キ	カ	惑	言	人	証	証	所	フ
ナ	ノ	サ	入	フ	裁	言	ノ	ニ	ヲ
リ	ル	ル	独	為	判	ヲ	愈	寸	得
	十	目	婦	ナ	取	信	ヲ	意	ル
	ヲ	ニ	日	九	ニ	シ	制	ス	件
	ス	且	リ	為	於	ヲ	ス	九	ハ
	被	十	訴	夕	行	輕	九	者	虚
	告	此	訟	夕	証	シ	能	ノ	名
	方	八	ヲ	訴	言	夕	ハ	言	ノ
	三	原	念	ハ	ヲ	訴	ス	ニ	為
	在	告	テ	敗	為	訟	而	依	ノ
	テ	ノ	ナ	ヲ	ス	ヲ	シ	リ	ニ
	モ	方	ル	取	三	起	テ	容	訴
	亦	ニ	ノ	ル	当	ス	其	易	入
	之	在	ノ	取	テ	可	入	ク	ノ
	ヲ	テ	勝	ル	ヤ	シ	ノ	惑	主

若
之
反
書
面
詔
檢
要
ル
知
ル

并
必
不
契
的
為
不
當
時
於
書
面
作
ル

ノ
注
意
ヲ
為
ス
而
此
於
力
殆
ト
確
力

十
ハ
誦
詔
ヲ
起
ス
可
ト
即
チ
相
手
方
ハ
任
意
ノ
履
行

ヲ
為
ス
ヲ
欲
セ
ス
若
ク
ハ
為
ス
ト
能
ハ
ル
片
或

ハ
詔
書
ノ
意
象
及
七
範
圍
又
或
ハ
其
真
実
ヲ
争
フ
片

三
非
カ
レ
ハ
誦
詔
ヲ
為
ス
至
ラ
ル
可
ト

不
幸
ニ
テ
書
面
に
依
ル
誦
詔
モ
尚
ホ
其
數
甚
ク
夥

多
ク
リ
然
レ
此
尚
ホ
謂
フ
ヲ
得
ル
若
シ
入
詔
ニ

付
テ
此
注
津
上
ノ
羈
絆
十
カ
リ
セ
ハ
誦
詔
ノ
範
圍

ハ
果
シ
テ
無
限
ナ
ル
可
ト
モ
陸
奥
國
ノ
五
十
四

的	事	方	人	昔	元	十	本	第	八
如	如	分	權	有	方	七	條	六	果
獨	夕	消	創	七	故	八	八	十	元
財	託	滅	設	哥	計	書	德	條	方
產	書	也	若	西	而	酒	行	未	與
編	作	此	說	可	而	為	日	業	限
身	此	凡	凡	功	上	為	取	為	可
二	可	性	移	方	天	身	為	凡	口
百	未	質	轉	凡	此	詠	明	言	百
九	取	即	正	界	等	書	書	辭	十
十	為	其	或	故	所	事	物	秩	六
六	ノ	的	ハ	或	為	等	物	用	條
條	明	の	之	ハ	ハ	物	ヲ	正	二
二	示	指	ヲ	物	權	權	ヲ	改	方
揭	ハ	示	変	權	出	出	詠	何	上
カ	意	照	更	若	ハ	ハ	期	上	
カ	ノ	以	レ	々	性	性	註		
所	月	斯	若	ハ	質	質	廿		

任
山
津
上
八
羅
十
力
リ
七
ハ
詔
詔
八
範
國

此相類セリ蓋シ書ヲ作ル要ス殆ハ再

常ニ合意書ル故チ再考意深且

本條於テ此五十冊價額日本三冊規定條

凡所以レ如是者ハ其由也ト意見更ニ新

芽一書面取作ルト要スルハ當事者ハ一

方ノ利害関係ニ於テ價額五十冊起過スル所

十十冊以テ是レ也此所誌書ヲ作ルハ當時ニ

在テハ人未タ當事者ハ孰レカ解為テ利用之

等以テ訟求若クハ抗弁ノ根基ト為スヤヲ知ラ

凡レ方故ニ當事者ノ一方ノ利害関係カ五十冊

ニ起過スルヲ以テ十冊トス然レモ若シ此

利	ス	第	四	由	差	超	者	後	ニ
害	ル	二	条	ア	出	工	ニ	ニ	起
関	当	此	於	ラ	出	カ	非	至	過
係	時	利	テ	カ	カ	ル	ス	リ	ス
力	在	害	マ	ル	ト	備	テ	テ	ル
負	リ	関	ニ	ト	ス	事	テ	取	ヲ
意	ト	係	説	リ	ル	者	而	為	以
ノ	ス	ヲ	明	此	時	ノ	シ	テ	テ
備	故	查	ス	点	ハ	方	テ	若	十
時	ニ	定	ル	ニ	最	ヨ	シ	用	分
五	若	之	取	付	早	リ	レ	ス	十
十	シ	可	テ	テ	此	其	利	ル	リ
日	一	キ	ハ	攻	入	所	害	者	ト
ヲ	方	ハ	テ	条	詔	為	関	ハ	ス
超	ノ	取	ハ	及	ヲ	ニ	係	右	然
過	事	為	レ	七	禁	存	力	一	レ
セ	者	ノ	成	方	又	キ	五	方	若
ス	者	成	就	六	ル	入	十	ノ	シ
ニ	ノ	就		十	ノ	詔	日	事	此
テ					理	ヲ	ニ		

十
 九
 八
 七
 六
 五
 四
 三
 二
 一
 方
 利
 害
 関
 係
 力
 五
 十
 日

此等ノ例外ハ或ハ一般ノ法律又特ニ本法

其後此金額ヲ起スルニ至リ之時ハ人証ヲ差出

タスニ妨ナレ何トナレハ相手方ガ已レ窮ラ何

等ノ利益ヲ有セザル時ニ當リ又恐クハ相手方

カ一方ノ管掌者ノ主張スル所ヲ争ハレト期ス

ル時ニ當リ該相手方ヨリ書証ヲ得ルトハ為レ

能ハザルノトナレハナリ

本条ニ項ハ才一ノ原則ノ附随タル才ニノ原

則チ掲ケタリ即チ人証ハ前ニ掲ケタル價額ヲ

起スル片ハ之ヲ裁判所ニ提出スルトテ禁ス租

法律ノ留保スル例外ノ場合ハ別段ナリトス而

法

帶	十	四	隨	此	得	也	中	ノ	己
有	リ	ヲ	タ	条	ル	ス	ニ	中	テ
ス	此	超	ル	ハ	リ	法	在	ニ	此
此	黙	エ	他	右	ヲ	律	リ	在	等
例	示	カ	ノ	ニ	許	ハ	此	リ	ノ
外	ノ	ル	一	掲	セ	其	等	一	例
ハ	原	時	原	ク	リ	規	ノ	才	外
之	則	ハ	則	ル	リ	定	例	六	ハ
ヲ	モ	入	ヲ	取	ル	ヨ	外	十	或
才	亦	詔	明	ト	ル	リ	ハ	九	ハ
六	二	ヲ	示	同	ル	暗	必	条	一
十	三	認	セ	己	ル	ニ	シ	參	般
三	ノ	許	ス	ク	ル	此	モ	考	ノ
条	明	ス	利	才	ル	等	明	或	法
及	確	ル	害	一	ル	ノ	示	ハ	律
七	十	原	周	ノ	ル	例	タ	特	又
才	几	則	係	原	ル	外	ル	ニ	特
六	例	即	力	則	ル	ノ	リ	商	ニ
十	外	于	五	ノ	ル	生	ヲ	法	本
四	ヲ	是	十	附	ル	己	要	ノ	法

注
 行
 人
 留
 在
 不
 同
 例
 外
 之
 類
 換
 合
 ハ
 易
 解
 ナ
 リ
 ト
 ス
 而

条 = 於 于 見 凡 可 也

第 六 十 一 條

雙 務 契 約 = 付 于 八 若 之 法 律 乃 目 的 之 凡 利 害 関

係 之 價 額 ヲ 查 定 之 凡 方 法 = 関 之 于 說 明 ヲ 為

并 之 凡 件 八 或 之 格 段 十 凡 困 難 ヲ 釀 之 于 甲 乙 可

之 若 之 雙 方 之 利 害 関 係 ヲ 剔 々 = 取 于 各 五 十

四 之 起 工 十 凡 十 十 魚 之 二 箇 之 利 害 ヲ 併 合 之

之 此 價 額 ヲ 起 之 凡 場 合 = 於 于 人 或 八 疑 之 生

之 書 面 八 之 之 作 之 于 要 之 合 意 = 付 于 人 記

ハ 之 之 禁 ス ト 信 ス 凡 之 有 之 之 然 之 凡 法 律 八 斯

ノ 如 ク 嚴 重 ナル 三 非 ス 此 場 合 三 於 于 八 三 箇 條

交換的	ハ稀	約	十	ハ	ノ	件	為	利	ノ
的	ニ	規	日	則	物	ハ	ス	即	如
十	有	程	三	于	件	書	可	于	ク
り	ル	在	付	百	之	面	レ	利	嚴
即	取	于	ヲ	日	賣	ヲ	故	害	重
于	ナ	ハ	利	ト	買	作	ニ	関	十
当	リ	雙	害	為	日	ラ	若	係	ル
事	何	方	関	ル	付	カ	左	ノ	ニ
者	下	ノ	係	可	テ	レ	右	中	非
ノ	十	利	ヲ	知	ハ	レ	何	景	ス
一	レ	害	有	然	利	モ	レ	モ	此
方	ハ	関	ス	ル	害	得	モ	大	場
力	此	係	ル	ニ	関	ハ	十	十	合
契	契	力	ハ	当	係	レ	日	ル	ニ
約	約	年	ニ	事	ヲ	例	ヲ	モ	於
ニ	ハ	等	抑	者	併	ハ	超	ノ	テ
依	概	十	レ	各	合	ハ	工	ヲ	ハ
り	ニ	ラ	雙	自	ス	五	井	標	ニ
得	テ	カ	務	ハ	ル	十	井	準	簡
	了	了	契	五	片	日	ル	卜	権

ハ之ヲ禁ス卜信スルヲ有レシ然レモ津ハ期

八賣主ハ五十日ノ要求ヲ為スニ止ルカ故ニ証
 引渡シテ代價ノ弁済ニ付テ買主ヲ訴追スル中

引渡	賣主	此場	元テ	夕ル	十日	リト	リ然	給ス	ル取
シ	カ	合	賣主	實生	ニ賣	假定	比今	ル取	ノモ
テ	物	ニ於	ハ	ハ	テ	セ	一	ノモ	ハ他
代價	件	テ	六十	五十	リ	例	動産	ノ	ノ
ノ	ヲ	ハ	十日	日	下	ハ	産	ノ	一
弁済	引渡	或	ノ	ヲ	假定	六十	存	對價	方
ニ	并	ル	利害	起	セ	日	其	物	ニ
付	テ	ノ	ヲ	ハ	セ	ノ	實價	十	対
テ	申込	困難	有	利害	ニ	價	以下	看	テ
買主	ニ	ヲ	也	關係	當	ア	ノ	做	テ
ヲ	又	生	廿	係	事	ル	賣	ル	約
訴追	ハ	ス	九	又	者	動産	買	ル	諾
ス	既	可	十	有	ノ	力	ア	ル	シ
ル	ニ	シ	リ	レ	一	故	十	ル	又
中	之	若	ハ	而	方	十	供	ハ	供
	ヲ	シ							

此	得	大	之	ル	五	決	是	人	ハ
人	ス	十	テ	カ	十	定	十	二	賣
如	ト	二	買	故	四	ス	リ	依	主
キ	抗	道	主	ニ	ノ	ル	詔	テ	ハ
入	弁	殿	七	物	利	一	入	テ	五
實	ス	了	於	件	害	周	ニ	契	十
ニ	ル	ル	テ	ノ	関	三	依	約	日
公	毛	力	若	實	係	リ	テ	ヲ	ノ
義	次	故	ニ	價	ノ	当	詔	詔	要
ト	之	三	弁	ハ	ニ	然	詔	ス	求
正	テ	必	通	其	ニ	ナ	秘	ル	テ
理	受	又	ス	審	付	リ	立	テ	為
ト	理	詔	可	理	テ	ト	ツ	得	ス
ニ	セ	書	中	ノ	審	ス	ル	一	ニ
候	ラ	ヲ	代	目	理	折	テ	キ	止
ル	レ	作	價	的	ヲ	モ	得	ヤ	ル
モ	ハ	ラ	ヨ	ニ	為	裁	ハ	人	力
ノ	ル	テ	リ	非	ス	判	ト	問	故
十	百	ル	一	ス	ニ	取	レ	題	ニ
リ	七	テ	層	而	止	ハ	ト	詔	詔

引渡
ハ
テ
ハ
弁
通
ニ
付
キ
買
主
ヲ
訴
追
ス
ル
件

第六十二條

原告ノ方ニ在テ若クハ被告ノ方ニ在テ争カ最

初ヨリニテ價額五十圓ヲ起スルマ否マヲ知ル

テ得ヘキ確的ニテ明カナル價額ヲ有セキ

ルヨ有リ此場合ニ於テ若クハ當事者雙方ガ入証

提出ノ下ニ存キ一致セキハ裁判所ハ先ツ

此價額ニ付キ裁判ヲ為ス下必要ナリ此裁判ハ

全ク假リ裁判ニシテ敢テ本案ノ裁判言渡ノ為

ニ檢束セラレ下ニ裁到所ハ當事者雙方

ノ申立ヲ聽キ夕ルノ後訴訟事件ノ情況ニ從ヒ

テ自ラ此評價ヲ為ス可ニ若クハ此情況ナクテ

申述
聽
後
訴
訟
事
件
ノ
情
況
ニ
後
七

ラ
自
ラ
此
評
價
ヲ
為
ス
可
ニ
若
シ
此
情
況
十
分
十
ラ

カ
ル
時
ハ
裁
判
所
ハ
鑑
定
ヲ
用
ユ
ル
ヲ
得
可
ニ
然
レ

氏
当
事
者
雙
方
ハ
自
ラ
協
議
上
ノ
評
價
ヲ
為
ス
ヲ
好

ト
ス
是
レ
些
細
十
九
等
訟
ニ
照
シ
テ
甚
ク
大
十
九
費

用
ヲ
避
ク
ル
取
リ
モ
山
十
リ
ニ
注
意
ス
事
業
ニ
對
シ

第
六
十
三
条
此
五
七
ノ
法
則
ハ
有
實
則
條
文
ニ
對

本
条
ハ
前
ノ
二
箇
ノ
原
則
ニ
對
ス
ル
數
箇
例
外
ヲ
規

定
セ
リ
凡
ソ
ノ
法
則
ハ
有
實
則
條
文
ニ
對
シ

本
条
ノ
規
定
ス
ル
取
リ
モ
山
十
リ
ニ
注
意
ス
事
業
ニ
對
シ

件
ト
係
連
託
入
ニ
依
リ
証
據
立
ツ
ル
ヲ
得
可
ニ
然
レ

合
十
リ
五
十
切
ヲ
超
ス
ル
ヲ
以
テ
之
ヲ
誦

或
ハ
利
害
関
係
ヲ
五
十
切
ヲ
超
ス
ル
ヲ
以
テ
之
ヲ
誦

製
ス
ル
ヲ
要
セ
シ
カ
故
又
或
ハ
人
証
ヲ
許
サ
シ
タ

凡
瑣
合
十
九
毛
入
証
ニ
比
シ
テ
書
証
ヲ
優
レ
リ
ト
シ

夕
凡
力
故
ニ
公
正
又
ハ
私
署
ノ
証
書
力
調
製
セ
ラ
レ

夕
凡
二
ト
ヤ
凡
可
シ
此
場
合
ニ
於
テ
当
事
者
カ
此
証

書
ハ
託
載
ノ
價
額
ニ
関
シ
テ
錯
謬
若
ク
ハ
其
他
ノ
原

由
ノ
為
メ
不
正
確
十
九
ト
ヲ
証
セ
シ
ト
主
張
ス
ル
ナ

ヲ
シ
其
事
者
ハ
全
額
又
ハ
價
格
ハ
事
實
三
十
切
四

十
切
若
ク
ハ
五
十
切
以
上
十
切
以
下
十
切
ト
ヲ

証
セ
ル
ト
故
ス
ル
コ
ト
ヤ
ル
ベ
シ
右
方
一
ノ
場
合
ニ

利	二	又	九	十	一	証	九	於	証
害	於	當	十	九	之	七	モ	於	セ
関	テ	事	リ	争	詞	二	フ	ハ	ル
係	テ	者	リ	訟	証	ト	ニ	其	ト
ヲ	事	フ	興	ハ	扱	欲	ニ	事	欲
変	者	一	既	五	五	ス	テ	者	ス
更	双	方	轉	十	ツ	ル	才	ハ	ル
ス	方	ガ	合	日	ル	モ	二	書	ト
ル	ハ	証	於	ヲ	折	身	ノ	面	ア
所	証	書	於	超	ヲ	計	場	ニ	ル
ノ	書	調	ハ	エ	禁	則	合	反	ベ
或	ノ	數	於	ル	セ	法	於	ニ	シ
ル	罷	ノ	於	利	リ	律	テ	テ	証
事	用	當	限	害	然	ハ	テ	証	セ
ヲ	即	時	人	関	ル	共	テ	セ	ト
談	テ	又	誰	原	ト	ニ	テ	ト	場
ニ	目	ハ	の	ヲ	王	入	書	合	ニ
又	的	其	所	有	此	証	面	外	
ハ	夕	前	可	也	格	ヲ	ノ	ニ	
為	ル	後	可	升	段	以	外		

十
月
若
ク
ハ
五
十
四
以
上
十
リ
式
ハ
以
下
十
リ
ヲ

心乃則不陳述不几ニトア九可正此変戻ハ恐リ

ハ五十田ヲ起ス九利害關係ヲ有スルヲ無カル

心已然レ化之ヲ証入ニ依リテ証拠立ツルヲ

許ナレズ其理由トスル所ハ實ニ人証ヲ制限シ

夕ニ原則ノ理由ト同一ナリ即チ其理由ハ証人

ノ收賄ヲ恐ルニ非不何トナレハ利害關係ハ

些細ナレカ故ナリ其理由ハ証人ノ増加ヲ恐ル

ハ三在リ己ニ義務ニ基キ若クハ任意ニテ書面

ヲ請製スル以上ハ凡ソ當事者ノ為メニ証據

主ツルヲ要スル取ノモハ總テ之ヲ其書面

ニ掲ケサレ可カラズ且ツ實際當事者ニ於テ此

主
ツ
ル
ノ
ヲ
要
ス
ル
取
ノ
モ
ノ
ハ
總
テ
之
ヲ
其
書
面

ニ
掲
ケ
ル
可
カ
ラ
ズ
且
ツ
実
際
当
事
者
ニ
於
テ
此

注
意
ヲ
実
行
シ
タ
ル
ニ
ト
最
モ
信
ヲ
置
ク
ハ
以
之
ニ

及
ス
ル
主
張
ハ
根
基
ス
ル
所
ナ
シ
モ
ノ
ト
信
ニ
得
ル

ニ
故
ニ
此
主
張
ハ
他
ノ
或
ル
書
面
ニ
依
ル
カ
若
ク
ハ

相
手
方
ノ
自
白
ニ
依
ル
ニ
非
カ
ル
ハ
疏
明
ス
ル
ニ
ト

ヲ
得
ル
カ
ル
モ
ノ
ナ
リ
祖
人
誌
カ
五
十
四
ヲ
超
ス
テ
許

カ
ル
ハ
例
外
ノ
場
合
ニ
於
テ
ハ
此
限
ニ
在
テ
カ
ル
可

ニ
一
考
六
十
九
条
參
看
ス
ル
所
ナ
シ
モ
ノ
ト
信
ヲ
置
ク
ハ
以
之
ニ

人
或
ハ
曰
ハ
ク
書
面
ニ
反
ル
所
ナ
シ
モ
ノ
ト
信
ヲ
置
ク
ハ
以
之
ニ

禁
セ
ル
書
面
ニ
依
リ
テ
証
明
シ
タ
ル
權
利
ノ
消
滅
若

養生カ書簡ニ依テ証明セラルタルモ之カ為メ

クハ	変	質	ヲ	証	拠	立	ツ	ル	ト	ヲ	妨	ク	可	ト	是	ル	其		
理	アル	ニ	似	タル	モ	全	ク	皮	想	ノ	見	ニ	過	キ	ス	法	律		
ハ	此	ノ	如	キ	疑	ノ	為	ノ	ニ	惑	ハ	カ	ル	ト	ヲ	許	カ	ス	夫
レ	或	ル	義	務	ノ	履	行	セ	ラ	レ	タ	ル	ト	ヲ	証	ス	ル	也	
義	務	ヲ	証	明	シ	タ	ル	書	面	ヲ	非	ナ	リ	ト	謂	フ	モ	ノ	也
非	ス	寧	口	義	務	ヲ	創	設	セ	ラ	レ	タ	ル	ト	ヲ	確	定	ス	ル
モ	ノ	ナ	リ	履	行	ハ	總	テ	ノ	義	務	ノ	通	例	ノ	結	果	タ	リ
義	務	ノ	消	滅	ノ	他	ノ	方	法	ハ	必	然	ノ	モ	ノ	タ	ラ	ス	ト
ス	ル	モ	出	ホ	其	方	法	ハ	義	務	カ	看	ス	ル	ト	ヲ	得	ヘ	キ
結	果	ノ	一	タ	ル	ニ	外	ナ	ラ	ズ	之	ヲ	要	ス	ル	ニ	義	務	ノ

結果ノ一タニニ外ナラズ之ヲ零スルニ義務ノ

發生力書面ニ依テ証明セラルタルモ之カ為メ

ニ義務ノ消滅力必ス詔書ニ依リテ証明セラル

テ得カルノ理アリタルカハ其ノ所ニ依リテ

法律カ入権ノ消滅ニ付テ定ム所ノ物権ノ消

滅ニ付テモ同ク之ヲ規定セリ而シテ純然タ

ル更改ノ物権ニ適用セラルルカ故ニ更改ノ

詔ハ物権ニ関シテハ變更ノ詔ニ換ヘテ凡ク

權利ノ消滅又ハ變更ノ事實ニ関シテ權利ヲ認

スル書面アリ一事ノ為メニ排斥セラルル人

詔力必ス五十四ノ法律上ノ制限内ニ止ルハキ

多
火
困
難
ヲ
ル
モ
ノ
ニ
シ
テ
才
六
十
七
條
及
ヒ
才
六

ノ	内	ス	五	ス	度	二	ハ	但	二
弁	三	ル	十	ス	三	テ	百	例	ト
濟	於	ヲ	日	ル	實	此	四	外	ハ
ヲ	テ	得	若	モ	行	場	ノ	ノ	物
別	テ	ヘ	ク	能	ニ	合	一	場	論
々	ニ	キ	ハ	ハ	タ	ニ	義	合	ニ
ニ	全	ナ	其	ハ	ル	於	務	ニ	シ
誌	債	リ	以	可	ニ	テ	力	在	テ
ス	務	今	下	キ	ト	債	書	テ	法
ル	ヲ	債	ノ	ハ	ヲ	務	面	ハ	律
テ	消	務	内	明	誌	者	ニ	別	ハ
テ	滅	者	全	ナ	入	力	依	段	特
得	ニ	ハ	ヲ	リ	ニ	其	リ	十	ニ
ハ	タ	各	與	然	依	全	テ	リ	之
キ	ル	同	ハ	ル	リ	額	誌	ト	ヲ
ヤ	漸	一	夕	比	誌	ノ	明	ス	明
此	次	十	ル	債	セ	弁	セ	テ	定
場	ノ	ル	者	務	ル	濟	テ	ニ	ニ
合	教	制	ヲ	者	ト	ヲ	テ	例	タ
ハ	多	限	誌	ハ	欲	一	而	ハ	リ

八 糸 澤 子 初 々 三 詔 不 凡 一 得 一 幸 一 此 場 合 八

多 欠 困 難 子 凡 三 一 二 三 子 才 六 十 七 條 及 七 才 六

十 八 條 二 於 子 規 定 二 凡 取 十 初 卷 龍 亦 一 七 條 及 七 才 六

詔 書 二 月 付 又 八 詔 書 子 作 作 初 凡 場 所 子 詔 七 才

凡 拜 若 二 此 等 子 事 實 凡 全 錢 子 見 積 凡 可 成 利 害

因 係 子 有 此 子 凡 子 凡 之 三 関 二 子 入 詔 子 禁 及 凡

口 十 十 元 履 行 子 為 子 子 口 頭 三 子 定 又 子 詔 書 中

三 漏 脱 七 子 凡 時 期 及 七 場 所 子 脱 漏 二 付 子 亦

同 七 子 凡 意 義 故 果 成 非 又 四 日 詔 書 矣 亦 清 附 日

場 所 及 七 日 付 子 二 種 三 付 子 詔 書 子 調 製 上 必 要

子 凡 差 異 子 凡 子 注 意 不 可 二 右 才 一 子 場 合 三 於

ノ	下	大	当	同	然	為	別	可	下
場	下	若	事	方	儿	不	十	才	人
所	得	七	者	二	下	以	七	下	契
ハ	ハ	然	者	大	情	上	合	十	約
或	一	ハ	之	場	事	ハ	意	九	ノ
九	元	ハ	於	合	者	必	ノ	固	場
区	(財	ハ	于	七	ハ	ハ	効	有	所
別	産	ハ	之	於	其	成	果	ノ	及
ニ	編	ハ	ヲ	于	託	場	ニ	事	上
從	才	履	特	ハ	載	所	非	件	日
七	四	行	別	履	ヲ	下	ス	ニ	付
合	百	ハ	之	行	為	年	己	ハ	ハ
法	二	即	ヲ	ノ	ス	月	ニ	テ	總
ニ	条	時	定	場	ハ	日	備	テ	行
定	參	ニ	計	所	又	ハ	事	テ	ノ
夕	看	要	ハ	及	忘	八	者	記	記
ラ	而	求	可	七	七	明	力	書	人
九	レ	セ	百	時	ハ	十	契	人	離
百	テ	テ	次	月	九	亦	約	離	此
元	履	履	方	ハ	九	九	ヲ	此	
	行	成	特		九				

月
 漏
 才
 四
 百
 六
 十
 八
 条
 參
 看
 效
 漏
 晚
 履
 行
 為

ノ場所ハ或ニ区別ニ從テ合法ニ定メテ之ヲ行フ

一月編者四百六十八條參看故ニ漏脱ハ履行ノ為

ノニ約束ニシテ凡ソ時及ヒ場所ヲ記書中ニ記入セ

テ此ニ在リテ其ノ能ハ又ハ所

本條ハ此ニ類リ時期及ヒ場所ニ付テノ入記セ

テノ條件ヲ附シテ即チ此ニ類リ時期及ヒ場

取力五十四日超ニテ利害關係有セザルニシ

是ナリ第一ノ日附即チ契約ノ日附トシテ積務

者若クハ讓渡人ノ陳述スル日附力其ノ當事者

義務ヲ約セ又ハ讓與スルノ能力ヲ有セザリ時

期ニ當ルトシテ其ノ記書ノ有効ノ利害關係原

此	也	權	得	日	係	要	故	或	半
場	十	利	何	得	有	之	一	此	大
取	九	ハ	十	毛	云	凡	財	場	十
ハ	月	時	十	亦	凡	運	產	合	凡
人	ヲ	効	七	權	下	搬	備	ニ	利
及	得	ニ	八	利	ヲ	ヲ	才	於	害
七	凡	依	日	ノ	為	為	三	テ	閑
物	力	リ	附	成	不	不	百	テ	係
ノ	故	テ	力	立	下	為	三	六	ヲ
移	十	消	甚	日	為	并	十	引	有
轉	川	滅	夕	利	ハ	ハ	三	渡	不
運	履	ス	四	害	履	凡	奈	ヲ	可
送	行	ル	十	閑	又	下	未	為	已
ノ	ノ	下	凡	係	為	日	項	不	又
費	為	ヲ	下	ヲ	又	付	多	可	契
用	メ	得	否	及	ニ	利	額	キ	約
ノ	ニ	又	下	味	定	害	之	場	ノ
為	定	ハ	三	必	メ	閑	費	所	場
ノ	メ	消	從	下	夕		用	十	所
拜	夕	滅	七	ヲ	ル		ヲ	凡	ハ

全
 切
 ノ
 并
 齊
 且
 利
 下
 小
 為
 替
 ノ
 費
 用
 ノ
 為
 ノ
 拜

凡場取八人及七物ノ移轉運送ノ費用ノ為ノ科

二金田ノ并清土付テハ為替ノ費用ノ為ノ前ト

同ニ其利害關係ヲ有スルモノヲ得ルニ一編計四

百六十條參看

第六十四條

本條ハ利害關係ヲ五十四ヲ超スル片ハ入証

ヲ許スルハ原則對ニニ彌出新法ト例外

ヲ規定スルハ應張相子及人請ヲ裁子及事豫定

第一ノ例外ハ請求若シハ抗弁力最初五十面ヲ

超スル利害關係ノ額ヲ示シテ而シテ事者力

法律ノ制限内ニ在ラレバ為メ其主張スル取

五	十	四	額	二	減	縮	レ	方	凡	場	合	キ	リ	此	場	合	ニ	於	
テ	法	律	ハ	其	制	限	ヲ	免	ル	レ	ニ	カ	為	ル	ノ	手	段	甚	過
キ	ス	ト	見	做	ス	レ	故	ニ	書	面	ハ	調	製	ヲ	命	ス	ル	規	定
ヲ	遵	守	セ	カ	ル	制	裁	ト	シ	テ	入	証	ヲ	禁	セ	リ	利	得	同
第	二	ノ	例	外	ハ	最	者	ト	同	ニ	キ	理	由	無	キ	依	リ	疏	明
九	第	十	四	得	ル	レ	故	ニ	同	ニ	キ	理	由	無	キ	依	リ	疏	明
第	六	十	五	條	ハ	最	者	ト	同	ニ	キ	理	由	無	キ	依	リ	疏	明
法	律	ハ	前	記	ノ	二	箇	ノ	例	外	ニ	関	シ	テ	生	ス	可	キ	取
論	ヲ	豫	想	セ	カ	ル	可	カ	ラ	ス	乃	チ	入	或	ハ	云	フ	者	ア
ノ	七	減	殺	レ	タ	ル	價	額	又	ハ	五	拾	以	上	ノ	全	額	ノ	

残額
 人証
 以行
 証スル
 禁制
 製スル
 制裁

六
一
減
投
二
夕
几
價
額
又
八
五
拾
加
以
上
ノ
全
額
ノ

殘額ヲ入証ヲ以テ証スルノ禁制ニ關スル制裁

絶テ之レ有ル無シ何トナシ亦對手人其請求

ヲ受ケタレヨリ多キ金額ヲ現ニ負担シ又ハ曾

テ負祖計タ元一ヲ証シ若カハ弁済ノ抗弁ヲ於

テ對抗ヲ受ケタレヨリ多キ金額ヲ受取りタレ

一ヲ証スル如キニ取テ全額ノ因生ラズ之レ有

ラカレズナリ若シ相手方ニ於テ此ノ如キ陳述

ヲ為サレバ其陳述ハ既ニ其答弁又ハ其請求全

於テ敗訴ス可キ有白ナリ可シ是ニ由テ見ル件

ハ前記二箇ノ禁止ノ遵守ハ何等ノ制裁ニ依リ

ハ前記二箇ノ禁止ノ遵守ハ何等ノ制裁ニ依リ

於	其	キ	己	丁	ル	額	定	入	テ
テ	際	テ	又	テ	ニ	又	ス	法	擔
モ	迷	リ	或	得	止	ハ	ル	又	保
其	カ	又	曾	カ	マ	要	ヲ	仲	セ
答	入	被	テ	ル	ラ	求	要	ニ	ラ
業	証	告	負	可	ス	セ	ス	存	ル
ハ	ノ	力	担	キ	ル	ラ	ル	ス	可
猶	許	弁	ヒ	五	テ	シ	カ	実	キ
ホ	升	済	タ	十	債	夕	故	ニ	ヤ
本	ル	ヲ	ル	月	務	九	債	証	ト
条	可	為	ヲ	以	者	額	務	入	之
ニ	キ	己	ヲ	上	ハ	ヲ	者	口	ニ
存	限	夕	知	久	入	負	ハ	真	対
ス	度	ル	非	全	証	担	減	実	ス
可	ニ	者	ト	額	ヲ	ス	殺	十	ル
己	存	陳	陳	ヲ	以	少	上	ル	答
何	リ	述	述	現	テ	陳	夕	モ	業
ト	正	己	又	己	証	述	九	ト	ハ
十	場	テ	可	担	ス	五	全	仮	本
	合	テ		担	ル			条	条

レ
ハ
証
人
戻
ニ
多
額
ノ
係
有
ア
リ
タ
ル
ト
モ
レ
レ
レ

於
其
葉
猶
本
條
存
不
可
已
何
卜
十

レ
ハ
証
人
質
ニ
多
額
ノ
弁
済
アリ
ク
モ
知
レ
ル

旨
ヲ
陳
述
セ
ル
ヲ
得
ス
之
ヲ
陳
述
ス
ル
ニ
於
テ

ハ
被
告
ニ
不
利
ヲ
與
フ
可
ク
ナ
ル
所
ニ
於
テ

ハ
場
合
附
於
テ
証
人
質
ノ
証
言
ニ
依
リ
不
當

ニ
命
じ
ク
モ
テ
ハ
明
証
人
質
以
テ
一
組
許

証
人
質
之
ヲ
取
消
シ
テ
可
ク
ス
ル
ハ
可
能
ナ
ク

或
ハ
此
事
ニ
関
心
有
ク
者
ハ
此

以
如
ク
証
人
質
間
ヲ
無
効
ト
ス
ル
ハ
訴
訟
ノ
増
加
ヲ

恐
怖
ニ
基
ク
入
証
ノ
制
限
を
設
ク
テ
訴
訟
ノ
説
明
ヲ

牙
盾
ス
ル
モ
テ
訴
訟
ハ
証
人
質
間
ヲ
取
消
ス
ル

九	為	此	此	二	碩	實	法	道	已
八	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
美	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
二	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
人	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
意	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
ノ	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
遊	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
用	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
ヲ	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
防	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
力	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
ノ	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
最	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
良	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
方	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
法	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
々	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
九	非	非	非	非	碩	實	法	道	已
可	非	非	非	非	碩	實	法	道	已

然
 元
 予
 志
 明
 不
 可
 并
 事
 實
 不
 書
 面
 月
 以
 行
 不
 可

八、實二人記ノ濫用ヲ防クノ最良方法タル可

元然元テ証明ス可キ事實ハ書面ヲ以テ証ス可

キモノ十九場合ニ於テ証入訊問ヲ為ス片ク其

証入訊問ハ不肖ニ為サレタリモ、下レ之ハ明

ナリ、其間ニ於テ權利者ニ對シテ、其權利者ハ

法律ハ猶ホ茲ニ証入訊問ニ依テ例示ハ義務ノ

不法ノ原由ノ如キ証入ヲ以テ証スルハ、得ル

此事實ノ現ハレタリ、總テノ場合ニ於テ、若ク

ハノ制裁ヲ適用ス可キヲ附託セ、其ノ旨ニ

第廿六條ニ於テ、其ノ旨ニ與テ、其ノ旨ニ

元本ヲ要求スル者力同時ニ填補ノ利息即チ其

元	本	收	益	ノ	対	價	ト	シ	テ	要	約	ト	ス	ル	利	息	或	ハ	蒙	
務	履	行	ノ	遷	延	ノ	為	メ	過	息	約	款	或	ハ	又	與	テ	ル	ノ	
合	意	ノ	結	果	ト	ル	テ	天	然	又	ハ	法	定	ノ	果	實	ニ	付	キ	
權	利	ヲ	主	張	ス	ル	ト	性	々	之	ト	有	リ	是	等	ノ	場	合	ニ	
於	テ	主	ス	ル	モ	ト	從	タ	ル	モ	ト	加	ハ	テ	五	十	日			
以	起	工	於	價	額	ト	大	ル	其	全	部	以	証	ス	ル	為	メ			
人	証	ヲ	用	フ	ル	ト	得	不	然	ト	モ	原	告	ハ	抛	棄	ヲ	以		
テ	從	タ	ル	者	ヲ	棄	絶	ス	ル	ト	又	得	ハ	久	而	シ	テ	才	出	
十	三	條	ニ	基	キ	原	告	ハ	其	請	求	ヲ	減	少	シ	又	ハ	其	請	
求	ハ	更	ニ	巨	額	ト	價	額	ノ	殘	餘	又	ハ	一	分	ニ	關	ス		

元
 本
 收
 益
 ノ
 対
 價
 ト
 シ
 テ
 要
 約
 ト
 ス
 ル
 利
 息
 或
 ハ
 蒙
 務
 履
 行
 ノ
 遷
 延
 ノ
 為
 メ
 過
 息
 約
 款
 或
 ハ
 又
 與
 テ
 ル
 ノ
 合
 意
 ノ
 結
 果
 ト
 ル
 テ
 天
 然
 又
 ハ
 法
 定
 ノ
 果
 實
 ニ
 付
 キ
 權
 利
 ヲ
 主
 張
 ス
 ル
 ト
 性
 々
 之
 ト
 有
 リ
 是
 等
 ノ
 場
 合
 ニ
 於
 テ
 主
 ス
 ル
 モ
 ト
 從
 タ
 ル
 モ
 ト
 加
 ハ
 テ
 五
 十
 日
 以
 起
 工
 於
 價
 額
 ト
 大
 ル
 其
 全
 部
 以
 証
 ス
 ル
 為
 メ
 人
 証
 ヲ
 用
 フ
 ル
 ト
 得
 不
 然
 ト
 モ
 原
 告
 ハ
 抛
 棄
 ヲ
 以
 テ
 從
 タ
 ル
 者
 ヲ
 棄
 絶
 ス
 ル
 ト
 又
 得
 ハ
 久
 而
 シ
 テ
 才
 出
 十
 三
 條
 ニ
 基
 キ
 原
 告
 ハ
 其
 請
 求
 ヲ
 減
 少
 シ
 又
 ハ
 其
 請
 求
 ハ
 更
 ニ
 巨
 額
 ト
 價
 額
 ノ
 殘
 餘
 又
 ハ
 一
 分
 ニ
 關
 ス

法	天	凡	子	余	此	取	夕	此	凡
律	得	正	拋	參	短	小	凡	上	凡
猶	天	天	棄	看	手	異	凡	八	夕
ホ	天	得	天	故	時	馴	天	此	凡
一	天	人	天	三	効	十	主	場	丁
步	天	手	天	何	天	此	夕	冷	天
進	天	果	天	人	雁	權	凡	於	以
以	天	實	天	上	凡	利	三	天	天
(亦	天	天	天	雖	天	目	天	八	之
二	天	拋	天	債	天	的	天	三	抗
項)	天	棄	天	權	天	小	一	箇	天
利	天	天	天	者	天	為	分	異	凡
息	天	天	天	力	天	凡	三	別	天
力	天	天	天	其	天	概	非	權	天
填	天	天	天	取	天	子	天	利	天
補	天	天	天	天	天	五	生	中	天
又	天	天	天	債	天	年	凡	天	天
利	天	天	天	權	天	十	天	從	天
	天	天	天	利	天				天
	天	天	天	息	天				天

于	過	ハ	切	凡	期	夕	又	行	息
制	七	特	ノ	注	ト	ル	遷	遷	夕
限	十	ニ	數	ト	為	損	延	延	ラ
十	九	注	額	ト	リ	害	若	ニ	ス
ク	三	意	ヲ	以	夕	賠	ク	関	ニ
シ	於	ヲ	越	保	凡	償	ハ	ス	テ
テ	テ	加	ス	合	果	又	不	ル	遷
且	六	ハ	ル	ハ	實	ハ	履	法	延
ツ	從	テ	凡	人	ニ	請	行	上	ノ
主	夕	主	凡	記	関	求	ノ	ノ	利
夕	凡	夕	得	ノ	ス	以	為	責	息
凡	凡	凡	凡	妨	ル	後	夕	罰	凡
モ	凡	ノ	モ	ト	片	ニ	収	夕	凡
ノ	凡	力	ノ	為	ニ	取	取	凡	凡
ト	總	五	ト	ラ	於	ニ	負	凡	凡
共	體	拾	為	ス	テ	若	租	ニ	凡
ニ	凡	四	且	正	凡	ク	セ	於	凡
人	付	ヲ	法	テ	其	ハ	ラ	テ	凡
記	キ	超	律	五	主	滿	レ	モ	凡
ニ	即	超	律	十	夕				履

ル	ス	豫	テ	何	カ	実	ヲ	ヲ	依
ハ	ヘ	見	生	ト	書	ニ	誌	起	テ
ナ	キ	レ	ス	ナ	面	此	ニ	過	誌
ナ	性	得	ル	レ	ヲ	才	此	ニ	ス
ナ	債	ヘ	ノ	ハ	作	二	ノ	而	ル
ナ	ノ	キ	ミ	是	ヲ	項	ヲ	テ	ノ
ナ	モ	モ	ナ	等	カ	ノ	得	書	得
ナ	ノ	ノ	ラ	ノ	リ	場	人	誌	入
ナ	ニ	ナ	ス	後	ニ	合	ニ	ヲ	訪
ナ	非	リ	具	夕	テ	ニ	於	有	又
ナ	ス	ト	原	九	テ	於	テ	区	主
ナ	法	ス	因	モ	之	テ	テ	ル	夕
ナ	律	ル	ヲ	ノ	ニ	相	テ	ト	九
ナ	自	モ	九	ハ	非	入	テ	キ	モ
ナ	ラ	尚	縱	契	難	所	テ	各	テ
ナ	之	未	七	約	九	虫	各	別	力
ナ	規	必	書	以	ヲ	五	之	ニ	五
ナ	定	然	初	後	得	十	四	十	四
ナ	ス	要	日	ニ	ス	告	之	四	四
ナ	ス	約	リ	於	ス	告	之	四	四

過七十...
 於八十...
 後夕九...
 九モノ...
 ハ八...
 總體...
 付...
 即...

第六十七條

故	人	判	如	口	求	律	的	本	第
二	為	取	キ	訴	ヲ	人	是	條	六
原	之	在	ハ	訟	為	証	在	ノ	十
告	ハ	リ	原	ヲ	ス	ヲ	ル	規	七
ハ	ハ	テ	告	為	可	以	ハ	定	條
其	ハ	ハ	入	ス	キ	テ	勿	ハ	
總	ハ	其	ニ	人	者	テ	論	ハ	
テ	ハ	手	取	ノ	力	認	ハ	訴	
ノ	ハ	教	テ	權	其	明	テ	訟	
請	ハ	ヲ	ハ	能	請	ス	テ	ノ	
求	ハ	増	巨	ヲ	求	ル	又	増	
ヲ	ハ	シ	額	有	ノ	争	テ	加	
一	ハ	他	以	ス	教	テ	可	テ	
箇	ハ	ノ	費	ル	ニ	得	力	ル	
ノ	ハ	事	用	非	應	ハ	テ	ル	
訴	ハ	件	之	法	比	キ	テ	ル	
訟	ハ	ノ	要	欲	漸	教	テ	唯	
中	ハ	判	求	セ	次	猶	テ	此	
ニ	ハ	決	ス	不	各	ノ	法	法	
保	ハ	裁	斷	ス	別	請	法	月	

卷七十九
 目カラス
 其各請求力同一ノ契約

ノ	必	夕	然	リ	ノ	判	原	又	合
權	要	リ	シ	夕	一	ノ	由	ハ	七
利	十	而	凡	凡	身	二	ヨ	教	十
力	几	シ	法	原	二	三	リ	箇	几
満	条	テ	律	由	生	力	出	ノ	百
期	件	或	ハ	ノ	シ	原	テ	契	カ
七	十	ハ	此	如	夕	告	夕	約	ラ
夕	リ	其	規	何	凡	ノ	凡	ヨ	ス
凡	ト	節	定	ヲ	中	一	ト	リ	シ
ト	云	度	ニ	区	ト	身	何	出	テ
ヲ	フ	不	因	別	虫	二	箇	テ	其
要	ヲ	寧	シ	ス	毛	生	ハ	夕	各
ス	得	口	ニ	凡	其	セ	ス	凡	請
何	一	法	箇	三	權	ス	又	ト	求
ト	七	律	ノ	及	利	シ	主	合	力
十	才	以	節	ハ	ノ	テ	張	意	同
七	一	指	度	ス	由	其	ハ	外	一
八	長	定	ヲ	カ	リ	原	ス	ノ	ノ
若	請	セ	加	ハ	テ	權	凡	他	契
凡	求	シ	ハ	ハ	来	者	權	ノ	約

十	中	然	前	十	避	又	總	限	滿
ク	ニ	十	託	リ	ク	何	テ	ノ	期
モ	念	ル	ノ	長	ル	ト	ノ	利	ニ
此	セ	モ	規	為	ノ	十	請	益	至
權	ラ	ノ	定	ス	必	レ	求	ヲ	ラ
利	シ	ニ	ノ	又	要	ハ	力	失	サ
ニ	ル	シ	制	又	ニ	裁	同	フ	ル
関	ル	テ	裁	又	比	判	一	可	ニ
シ	權	テ	ク	又	ニ	管	裁	キ	於
人	利	其	ル	又	テ	轄	判	ニ	テ
証	ノ	制	ヤ	又	一	ノ	所	ア	ハ
ヲ	喪	裁	嚴	又	層	遵	ノ	ラ	原
以	失	ハ	格	又	必	守	管	サ	告
テ	ニ	既	ナ	又	要	ハ	轄	レ	若
証	非	ニ	リ	又	ノ	訴	ニ	ハ	ク
ス	ス	為	ト	又	モ	訟	在	ナ	ハ
ル	ト	レ	虫	又	ノ	ノ	此	リ	被
ノ	虫	夕	毛	又	夕	増	リ	才	告
權	モ	ル	又	又	レ	加	ヲ	三	ハ
能	少	請	必	又	ハ	ヲ	要	期	期

ノ喪失ナリトス故ニ此場合ニ於テハ既ニ示シ

本	リ	比	キ	、	夫	ハ	此	ハ	証
條	其	其	單	法	上	十	場	ハ	據
ハ	自	自	一	至	然	所	合	ハ	ハ
主	日	日	ハ	ル	リ	ハ	ニ	入	証
ト	ハ	ハ	証	テ	故	ハ	於	ノ	ノ
シ	決	決	扱	此	ニ	ハ	テ	許	ノ
テ	シ	シ	ハ	場	權	ハ	正	サ	ル
数	テ	テ	其	合	利	ハ	シ	ク	ハ
箇	之	之	相	ニ	自	ハ	ク	明	可
ノ	ヲ	ヲ	手	於	体	ハ	確	十	キ
請	期	期	方	テ	モ	ハ	ル	ハ	ニ
求	ス	ス	ノ	原	示	十	テ	八	有
ヲ	ル	ル	自	告	之	ル	テ	十	ラ
為	コ	コ	白	ノ	力	ハ	先	八	有
ス	ト	ト	タ	為	為	ハ	推	十	ラ
場	能	能	ル	ノ	ノ	ハ	ノ	八	有
合	ハ	ハ	可	存	害	ハ	目	十	ラ
ノ	ハ	ハ	シ	ス	セ	ハ	的	八	有
為	ル	ル	然	可	ラ	ハ	夕	十	ラ
メ	ト	ト	シ	可	ル	ハ	レ	八	有

之ヲ設ケ夕リ然レトモ防禦ノ方法タル抗弁
 之ヲ設ケ夕リ然レトモ防禦ノ方法タル抗弁

ニ	并	此	上	悉	請	并	一	ニ	ニ
於	濟	故	ハ	ク	求	ニ	ノ	関	之
テ	ヲ	ニ	チ	提	ヲ	人	請	シ	ヲ
之	為	例	リ	出	受	ニ	求	テ	設
ヲ	シ	ハ	ク	ス	ケ	之	ニ	モ	ケ
対	タ	ハ	テ	ベ	ガ	ヲ	対	之	タ
抗	リ	一	テ	キ	ル	限	シ	ヲ	リ
セ	ト	個	テ	ノ	ニ	ル	テ	適	然
ガ	主	ノ	テ	義	当	コ	為	用	レ
ル	張	債	テ	務	リ	ト	ス	ス	ト
可	ス	務	テ	ヲ	其	ヲ	コ	ベ	モ
力	ル	ニ	テ	負	有	要	ト	キ	防
ヲ	被	付	テ	ハ	ス	ス	ヲ	コ	禦
ス	告	キ	テ	ニ	ル	何	得	ト	ノ
而	ハ	引	テ	ム	一	ト	ハ	勿	方
シ	同	續	テ	ル	切	ナ	キ	論	法
其	一	キ	テ	ノ	ノ	レ	教	ナ	ル
訴	人	教	テ	理	抗	ガ	箇	リ	抗
訟	訴	回	テ	十	并	未	ノ	唯	并
ニ	訟	ニ	テ	今	ヲ	夕	抗	同	

求ノ原由ノ異別ナルヲ又ハ同一ナルヲ又

於ケル請求ヲ本条ニ從ヒ教簡ノモノヲ合スル

トキハ被告モ亦其各箇ニ對スル一切ノ抗弁ヲ

合スルニシテ要スルモノヲ要ス

之ヲ要スルニ左ノ事タルヤ特ニ之ヲ法律ニ明

記スルヲ要セズ何トシテ被告ハ自己ノ利益

ノ為メ十分ニ之ヲ為スニトシテ強制セラル

モノナリ蓋シ一切ノ抗弁ヲ保用シ之ヲ候用セ

サレバ或ハ欺詐ニ歸スルノ恐アリ

第六十八條

前条ニ於テ法律ハ其保合ヲ命じラレ種々ノ請

本	三	同	之	用	十	則	過	其	求
條	多	ア	凡	入	凡	上	不	請	ノ
ニ	ク	凡	毛	凡	各	人	可	求	原
於	ノ	一	詔	ヲ	請	詔	未	由	ノ
テ	時	キ	檢	得	求	ノ	了	異	別
法	間	毛	方	入	於	妨	六	十	ル
律	下	尚	法	キ	付	付	尤	七	ノ
八	費	木	ヲ	マ	テ	為	主	七	又
五	用	一	変	周	公	屢	之	又	ノ
十	外	箇	不	日	異	之	正	八	同
四	ヲ	目	此	リ	別	有	九	一	十
以	節	訴	風	疑	ノ	有	可	ル	ノ
外	減	訟	無	十	詔	九	未	七	又
ニ	ス	於	七	其	次	何	毛	四	ノ
入	凡	於	教	其	ヲ	小	此	ノ	額
詔	ヲ	テ	箇	請	以	十	事	力	起
ノ	得	之	ノ	求	テ	凡	八	又	
許	入	凡	詔	ヲ	入	公	原		
又	凡	力	入	研	詔	異			
コ	又	故	訊	合	ヲ	別			

ト	ヲ	主	張	ニ	係	ル	権	利	カ	異	別	ノ	原	由	ヲ	リ	生	ス	ル
場	合	ノ	ニ	テ	制	限	セ	リ	然	ラ	ズ	ル	テ	若	シ	其	権	利	ニ
凡	テ	唯	一	ノ	原	由	例	ハ	同	一	ノ	契	約	ヨ	リ	生	ス	ル	也
凡	ハ	其	全	額	カ	五	十	加	ヲ	超	過	セ	ル	ハ	非	シ	ル	也	也
凡	人	記	ヲ	以	テ	之	ヲ	記	ス	ル	ハ	得	ル	ハ	非	シ	ル	也	也
若	シ	數	箇	ノ	請	求	ヲ	合	是	ル	ハ	非	ス	ル	ハ	前	條	ノ	規
規	定	ノ	從	ヒ	數	箇	ノ	抗	弁	ヲ	係	合	ス	ル	ハ	場	合	ニ	於
凡	テ	決	定	ハ	右	ニ	述	ベ	ル	所	在	全	ク	同	一	ノ	事	然	ル
凡	テ	其	適	用	ニ	至	テ	致	ス	ル	区	別	ヲ	為	ス	ル	ハ	必	要

先
一
箇
ノ
請
求
ニ
對
シ
數
箇
ノ
弁
解
ヲ
以
テ
抗
弁

先
一箇ノ請求ニ對シ教箇ノ弁済ヲ以テ抗弁

ヲ為シタル場合ヲ仮定スベシ此場合ニ於テハ

其全部五十日ヲ超過スルモリニ存人誌ヲ以テ

誌スルニトテ得ルナリ何トナシハ此教箇ノ

弁済ニ各別ニ為ルニ夕リト虽モ決シテ異ナリ

夕ル原因ニ依ルモノニ非ナリト然リト虽

モ若シ五十日ノ弁済ヲ主張シ而シテ尙ホ百日

ノ債務ト相殺ヲ為ス可キ五十日ノ實金ヲ以テ

抗弁スルトキハ此ニ箇ノ抗弁^{各箇}ニ付キ人誌ヲ以

テ証スルニトテ得ベシ何トナシハ是レ異ナリ

ナ	於	類	ノ	清	証	若	ノ	ル	原
リ	テ	カ	ノ	ノ	ニ	シ	一	ト	明
ハ	ハ	五	妨	ノ	依	數	身	キ	ニ
ナ	各	十	ケ	總	テ	箇	ニ	ト	發
リ	年	四	ナ	類	証	ノ	生	虫	以
ハ	消	ヲ	レ	カ	ス	請	ル	モ	ル
ハ	公	起	ト	五	ル	求	夕	亦	モ
數	累	過	ス	十	コ	テ	ル	然	リ
箇	ナ	七	唯	四	ト	テ	場	リ	ニ
ノ	リ	井	斯	ヲ	ヲ	キ	合	然	シ
債	夕	ル	ノ	起	得	ハ	ニ	ラ	テ
權	ル	コ	如	過	心	其	於	ハ	縱
已	原	ト	ク	ス	レ	各	テ	則	ヒ
ニ	因	ヲ	ナ	ル	縱	箇	更	テ	同
其	ヲ	要	ル	ト	ヒ	ノ	ニ	其	一
原	有	ス	ニ	キ	具	年	明	一	人
因	又	此	ハ	ト	數	消	十	力	ニ
ヲ	ル	場	各	虫	箇	ヲ	ル	原	生
異	モ	合	債	モ	ノ	入	可	權	レ
ニ	ノ	ニ	務	何	年		シ	者	夕

ス
レ
ハ
ナ
リ

... 濟 又 ... 然 ... 然 ... 然 ... 然 ...
... 身 ... 身 ... 身 ... 身 ...
... 數 ... 數 ... 數 ... 數 ...
... 依 ... 依 ... 依 ... 依 ...
... 總 ... 總 ... 總 ... 總 ...
... 初 ... 初 ... 初 ... 初 ...
... 類 ... 類 ... 類 ... 類 ...
... 過 ... 過 ... 過 ... 過 ...
... 於 ... 於 ... 於 ... 於 ...
... 其 ... 其 ... 其 ... 其 ...
... 明 ... 明 ... 明 ... 明 ...
... 人 ... 人 ... 人 ... 人 ...
... 各 ... 各 ... 各 ... 各 ...
... 會 ... 會 ... 會 ... 會 ...